

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高知市長 桑名 龍吾

市町村名 (市町村コード)	高知市 (392014)
地域名 (地域内農業集落名)	土佐山菖蒲地区 (菖蒲)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢が72.3歳と高齢化が進んでおり、農業従事者の減少が予想される。また、狭小区画・急傾斜地の農地が多く、作業効率が悪いことから、集約化も難しい。さらに有害鳥獣による農作物への被害もあることから、今後耕作放棄地が増加することが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域内外から新規就農者を受け入れたり、親元就農者を確保したりして農業従事者の減少を食い止める。
- ・省力化技術の導入による労働負担の軽減を図る。
- ・基盤整備により耕作条件を改善し、生産性向上を図る。
- ・(一財)とさやま開発公社や旭フレッシュ株式会社に農地管理を委託する等、耕作放棄地を増やさないようにする。
- ・鳥獣被害防止による耕作意欲の維持

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・全集落の農地利用は、地域内外から新規就農希望者の受け入れや、親元就農者等を確保することで対応していく。 ・新規就農者に中山間地域等直接支払制度の協定に加入してもらい対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・中山間地域の農地は点在しており集約化には適さないが、貸借が可能な農地については農地中間管理機構の活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地整備に活用可能な補助事業を活用し、狭小・急傾斜農地の耕作条件を改善し、生産性の向上に取り組む。 ・進入路・作業路の整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・後継者のいない農用地については(一財)とさやま開発公社や旭フレッシュ株式会社への農地管理を委託する。 ・新規就農者に中山間地域等直接支払制度の協定に加入してもらい対応していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・後継者のいない農用地については(一財)とさやま開発公社や旭フレッシュ株式会社への農地管理を委託する。 ・旭フレッシュ株式会社によるドローンを活用した農薬散布を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①国の事業を活用し、集落を防護柵で囲う。協定内で現在設置している檻を引き続き共同管理していく。
 ③スマート農業による農薬散布。ドローン活用による防除。
 ⑦協定内で草刈り、高所剪定を行う。
 ⑩管理の難しくなった農地を協定内外の有志で共同管理していく。また、集落活性や自治機能の強化を図るため地域農産物のPRや、農家レストランの開設・運営をしたりしていく。